

津市環境基本計画（案）

平成 年 月
津 市

津市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 4

第2章 これまでの取組

- 1 《基本目標A》ごみ「0」社会、意識の向上社会 6
- 2 《基本目標B》持続可能な快適なまち 津 6
- 3 《基本目標C》人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津 7
- 4 《基本目標D》自主・協働による環境活動の促進 8

第3章 津市のめざす環境

- 1 めざす環境像 10
- 2 めざす環境像の実現に向けた施策体系 10

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境 13
- 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境 15
- 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境 18

第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上 24
- 2 協働による環境活動の促進 25
- 3 環境への負荷の少ない事業活動 25

第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制 28
- 2 各主体の役割 28
- 3 進行管理 29

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、山、川、海を始めとする豊かな自然と温暖な気候の恵みを受けた、とても暮らしやすいまちです。

このような環境を守っていくため、平成19年3月、津市環境基本条例を制定し、その基本理念に基づき、平成20年3月、津市環境基本計画を策定しました。

そして、この計画の目標に向けて、市民、事業者及び市が協働して、環境を保全し、環境への負荷の少ない、環境と共生する持続的な発展が可能なまちを実現するため、様々な取組を進めてきました。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの利用促進など循環型社会の形成を目指す取組、環境美化・環境衛生などのより良い生活環境の確保に向けた取組、山、川、海を始めとする恵まれた自然や豊かな森林・農地を守り、未来へ引き継いでいくための取組、環境学習・環境教育・消費者教育など環境に係る市民意識の向上のための取組等を進めてきました。

それらの結果、廃棄物の適正処理のための取組では、平成28年度に津市一般廃棄物最終処分場及び津市リサイクルセンターを供用開始しました。また、新エネルギー利用促進のための取組では、新エネルギーによる発電出力が、市内の一般家庭（約12万4千世帯）の年間消費電力を賄える計算となる発電量になるなど、一定の成果を上げてきました。

しかし、一方では社会情勢や市民生活・市民意識の変化があり、10年前には、それほど問題視されなかったことも新たな課題になってきています。

例えば、人口減少に伴う空き地・空き家の増加による生活環境等の問題、高齢者のみの世帯ではごみ出しに苦労するという日常生活の問題、新エネルギーの普及に伴い太陽光パネルが設置されることによる住環境や景観への影響など、ごく身近なところでの問題が顕著になってきています。

環境政策を進めるにあたっては、大気汚染や地球温暖化など比較的大きな規模の課題、ごみ分別やリサイクルの推進、ごみ処理施設の整備などの仕組の課題、さらには騒音・振動や放置された空き地・空き家などの日常生活上の安全・安心面の課題など、多種多様な課題があります。

そこで、本計画では、私たちの生活の営みの中で最も生活に密着した住環境「暮らしやすい環境づくり」に主眼をおいて取り組むことにより、豊かな自然とともに歩み、暮らしやすい環境が創造され、未来に引き継がれる環境の実現を目指します。

津市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常の生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携して行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な問題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

津市環境基本条例における環境施策の基本方針

- 1 人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 2 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。
- 3 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。
- 4 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市景観の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。
- 5 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。
- 6 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

2 計画の位置づけ

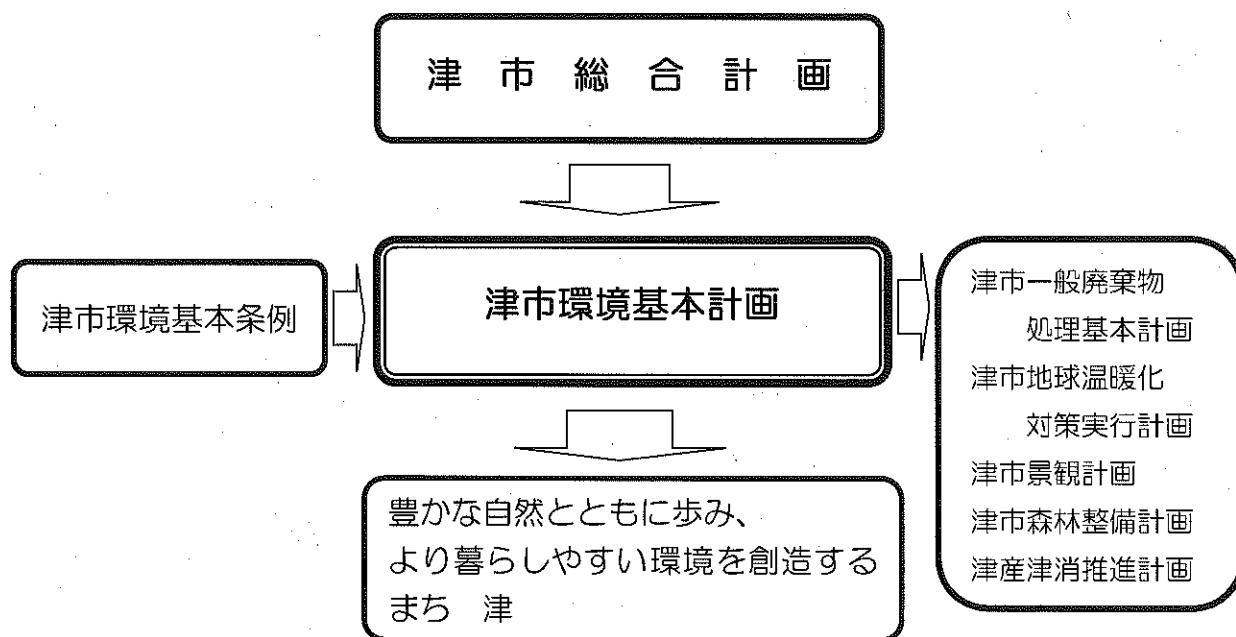
この計画は、津市総合計画において、津市がめざす「まちの将来像」の実現に向け、環境に関する施策の基本的方向を示すものです。

津市環境基本条例の基本理念及び前津市環境基本計画を踏まえ、豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造する環境づくりの指針となるもので、市民、事業者及び市が連携して、環境施策を総合的、かつ、計画的に推進するために策定するものです。

津市総合計画の将来像

笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市

～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～



3 計画の期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とします。ただし、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 これまでの取組

- 1 《基本目標A》 ごみ「O」社会、意識の向上社会
- 2 《基本目標B》 持続可能な快適なまち 津
- 3 《基本目標C》 人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津
- 4 《基本目標D》 自主・協働による環境活動の促進

第2章 これまでの取組

本市の環境基本計画は、広く市民の意見を反映した計画にするため、津市環境基本計画策定市民委員会での検討、津市環境審議会での審議を経て、平成20年3月に策定しました。

そして、平成20年4月から津市環境基本計画に基づき、津市環境基本計画推進市民委員会及び津市環境審議会において計画の進行管理を行いつつ、4つの基本目標の下に施策を展開してきました。

ここでは、この10年間を振り返り、取組と課題等について整理します。

1 《基本目標A》ごみ「0」社会、意識の向上社会

これまで本市では、「ごみ「0」社会、意識の向上社会」の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、ごみ処理施設の整備など廃棄物の発生抑制・適正処理に取り組んできました。

廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組として、市町村合併前の市町村単位で異なっていたごみ分別方法の統一を行い、ごみ分別及び収集の効率化を進めました。

また、つ・環境フェスタなどの環境イベントの開催、ごみダイエット塾などの環境講習会や環境だより・チラシ等による啓発に取り組んできました。

これらの取組により、1人1日当たりのごみの排出量はおおむね横ばい傾向にあり、目標値には達していないため、ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大に向けた市民意識の向上、環境学習の充実、市民活動に対する支援等を多角的かつ継続的にを行い、さらなる資源化に取り組む必要があります。

ごみ処理施設の整備については、津市一般廃棄物最終処分場及び津市リサイクルセンターを建設し、平成28年4月に供用開始しました。津市西部クリーンセンターや津市安芸・津衛生センター等既設の施設については、適正な維持管理に努め、施設の延命化を図ることが求められています。

これらの施設の運営については、効率的で安全・安心な施設の運転及び維持管理に努め、廃棄物を適正に処理するとともに、最終処分量のさらなる削減にも取り組んでいく必要があります。

2 《基本目標B》持続可能な快適なまち 津

これまで本市では、「持続可能な快適なまち 津」に向けて、省エネルギー対策の推進、新エネルギーの利用促進など、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

温室効果ガスの削減に向け、新エネルギーの利用促進を図るため、新エネルギー学習会の開催、新エネルギー利用設備設置費補助金の交付、公共施設等への新エネルギーの導入などを進めてきました。

これらの取組により、太陽光発電は大型発電設備や個人住宅への設置が普及し、風力発電、バイオマス発電、小水力発電についても市内各地に設置され、その発電出力は、

平成 28 年度には市内の一般家庭の年間消費電力を賄える計算となる発電量になりました。

しかし、新エネルギーが普及する一方で、太陽光パネル等の設備が住宅隣接地に設置されることによる住環境への影響が懸念されるようになってきたことから、今後は、快適な日常生活に配慮した新エネルギーの導入が求められます。

3 《基本目標C》人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津

これまで本市では、「人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津」に向けて、山、川、海の一体化した環境施策の推進などの自然の保全、生活排水対策や環境衛生など健全な生活環境の確保、森林・農地の保全、公園緑地・水辺空間の確保や歴史的文化的環境の保全などの潤いと安らぎのある環境の確保に取り組んできました。

自然の保全のための取組として、自然に対する意識高揚に向け、山、川、海の自然を生かした市民参加型イベント等を通じて市民交流の場や自然環境に理解を深めることができる場の提供をしており、これからもさらなる市民意識の向上を目指し、継続して行うことが大切です。

健全な生活環境の確保のための取組として、大気・水質・騒音等環境調査の継続的な実施、関係機関等との連携による監視・指導を行っており、今後も継続した対応が必要です。

生活排水対策では、公共下水道事業・農業集落排水事業などを推進してきましたが、本市の公共下水道の普及率は全国平均を下回っているため、さらなる整備推進を図るとともに、供用開始地域での未接続世帯の公共下水道への接続を進める必要があります。

環境衛生面では、空き地・空き家問題について、所有者に適正管理の指導・啓発を行い、危険空き家の発生を未然に防止するよう努めてきましたが、核家族化と人口減少に伴い、今後は管理不十分な空き地・空き家が増加することが予想されることから、個々の事案、地域の実情に応じた対策が必要になります。

森林・農地の保全のための取組として、森林を大切にする意識を養うための「森と緑の市民塾」の開催、森の植樹や手入れを行う「企業の森活動」などへ支援を行い、森林保全の意識向上を図ってきました。また、森林は市民がその恩恵を享受する大切な財産と位置づけ、間伐促進事業、森林環境創造事業などを行い、森林の整備・保全を図ってきました。豊かな森林は、防災上も重要な役割を担っていることも鑑み、森林環境教育や森林の適正管理を推進する必要があります。

潤いとやすらぎのある環境の確保のための取組として、本市は豊かな自然環境に恵まれています。緑地が減少傾向にあることから、自治会・ボランティア団体への花苗を支給するなどの緑化・美化運動を進めてきました。これからも継続して運動を進めるとともに、身近に利用できる公園や緑地の整備を進め、安全・安心に利用できる緑地空間づくりを進める必要があります。

また、市内各地域で保存・継承されている文化財及び埋蔵文化財については地域の歴史や文化を理解するうえで貴重な資料であることから保護に努めてきました。将来にわたって残すべき伝統文化や伝統芸能などの保存・継承を進めるとともに効率的な管理を

しながら、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

4 《基本目標D》 自主・協働による環境活動の促進

これまで本市では「自主・協働による環境活動の促進」に向けて、環境に対する市民意識の向上のための環境学習・環境教育・消費者教育の推進及び市民・団体の自主的な活動を支援するなど自主的な環境保全対策の推進に取り組んできました。

環境学習・環境教育・消費者教育の推進のための取組として、つ・環境フェスタの開催をはじめ、市民清掃デーの実施や環境学習センターでの環境講座の開催、環境だよりによる身近な環境情報発信を行い、環境意識の向上に努めてきました。

自主的な環境保全対策の推進に向けた取組として、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、新聞や雑誌、金属等の資源ごみを回収する活動を支援してきました。また、環境学習センターでは各種講習会やイベントを定期的を開催することにより受講生同士の連携が深まり、環境に関する情報交換が活発になり、環境問題に取り組む活動が自主的に行われるようになりました。

市民がより暮らしやすいまちにするためには、市民の環境に対する意識向上が大切なことであることから、これからも環境学習会や環境イベントなどを積極的に開催し、環境への関心がさらに広がっていくような取組を進める必要があります。

第3章 津市のめざす環境

- 1 めざす環境像
- 2 めざす環境像の実現に向けた施策体系

第3章 津市のめざす環境

1 めざす環境像

これからめざしていく環境像については、豊かな自然の保全、大気汚染や水質汚濁などの公害防止、省エネルギー化、温室効果ガスの発生抑制などの広域的な環境保全につながる取組を継続して推進するとともに、今日では、身近な環境を守り、より暮らしやすい生活環境づくりが求められており、その暮らしやすい生活環境を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

このような環境を取り巻く時代の潮流と基本理念を踏まえて、本市のめざす環境像を次のとおり定めます。

めざす環境像

豊かな自然とともに歩み、

より暮らしやすい環境を創造するまち 津

2 めざす環境像の実現に向けた施策体系

めざす環境像を実現していくため、次の3つの環境目標を柱にそれぞれの施策を展開していきます。

- 環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境（良好な自然の保全と継承）
- 環境目標2 資源が循環する社会環境（循環型社会形成の推進）
- 環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境（生活環境の向上）

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

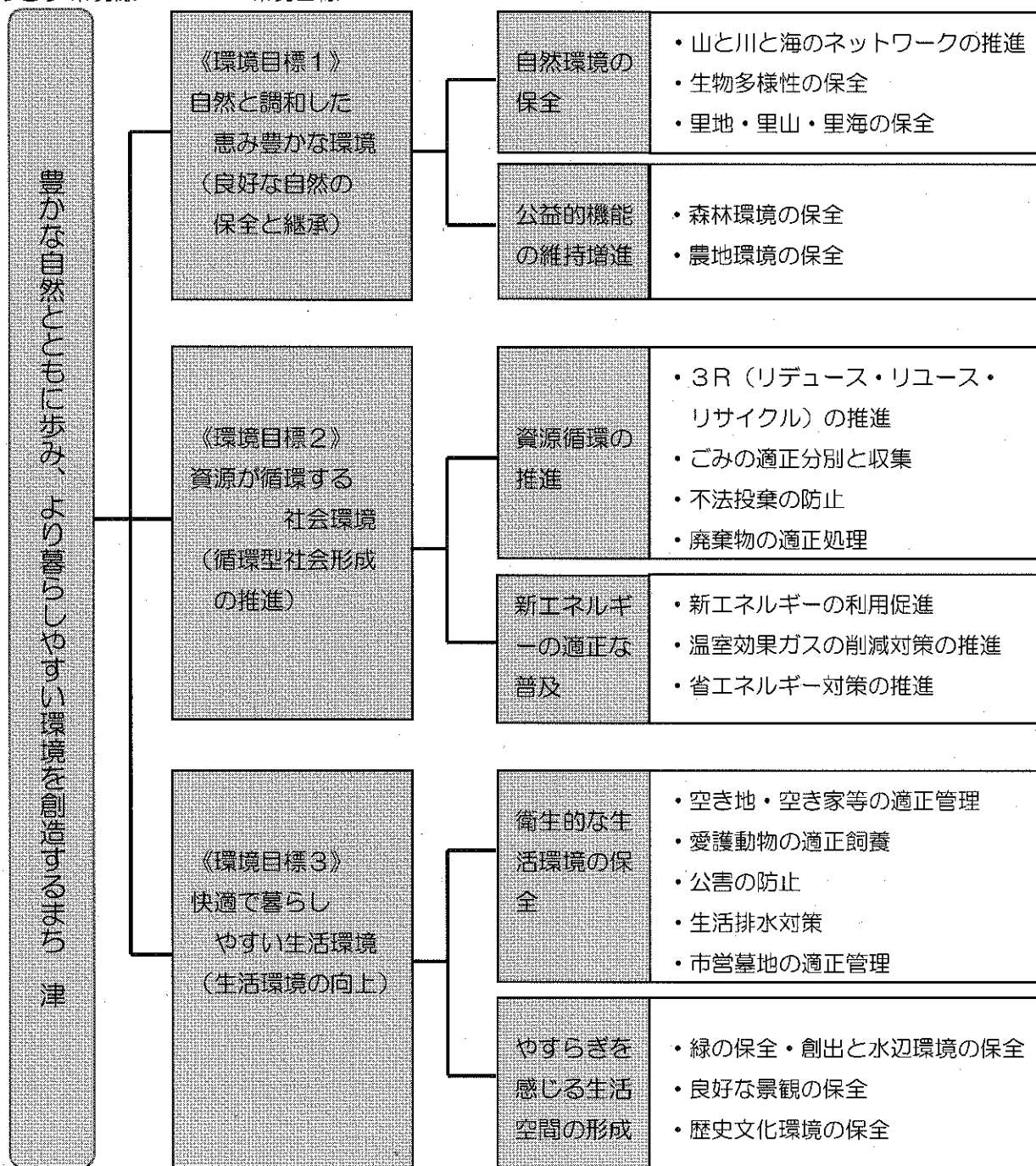
- 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境
- 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境
- 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境

津市環境基本計画の施策体系

めざす環境像

環境目標

取り組む施策



第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境

(1) 自然環境の保全

【現状と課題】

ア 本市は、森林や湖沼、河川、海岸など豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークの強化とともに、山、川、海の恵まれた自然環境を生かした施策が必要になります。

イ 民間事業者による開発事業や公共事業は、自然環境に影響を及ぼしかねないことから、開発行為などの土地利用の際には、生態系への影響や防災上の観点を踏まえた配慮が必要です。

ウ 外来の動植物が野生化、繁殖している場合があり、在来種の減少など従来の生態系への影響が懸念されており、被害・予防等に関する情報提供が必要です。

エ 様々な恵みをもたらす里地・里山の一部で過疎化、高齢化や生活様式の変化等により、人の関わりが少なくなっていることから、その機能の喪失が懸念されています。

オ 本市の海岸は南北約20kmでそのほとんどが自然の砂浜です。また、田中川河口等には貴重な自然が残っています。このような豊かな海辺環境を守る取組が必要です。

【取り組む施策】

《山と川と海のネットワークの推進》

ア 市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を促進し、森林や湖沼、河川、海岸などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の保全に取り組みます。

《生物多様性の保全》

ア 開発行為を計画する際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう指導していきます。

イ 従来の生態系を守るため、外来動植物の適正管理の必要性を啓発していきます。

ウ 野生動物の生息数の増加・減少について、市民や関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに地域ぐるみの取組を促進します。

《里地・里山・里海の保全》

ア 里地・里山は、木材など自然資源の供給、身近な自然とのふれあいの場、そして、様々な動植物の生息・生育場所などとして様々な恵みをもたらす大切な財産であることを情報発信し、理解を深めることにより、里地・里山が保全される仕組みづくりに努めます。

イ 本市の美しい海岸、自然の動植物の宝庫である里海について、情報発信を行い、豊かな海辺環境の保全に努めます。

(2) 公益的機能の維持増進

【現状と課題】

ア 本市の上水道水源は大半が河川の表流水と伏流水により賄われているため、水源かん養機能を持つ、森林の保護による水源地の保全、河川の水質改善が求められています。

イ 森林の間伐、受光伐、下刈り等に取り組んでいますが、一部の森林では荒廃が進んでいます。森林の荒廃が進むと、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生という機能が低下するため適正な管理が必要です。

ウ 農業従事者の減少と高齢化が進み、農業の担い手が不足し、荒廃農地が増加傾向にあるため、若い担い手・後継者の育成が必要です。

【取り組む施策】

《森林環境の保全》

ア 水源かん養機能を向上し、良好な水道水を確保・提供するため、森林の保護、整備を進めるとともに、取水した原水においては定期的な水質監視を行います。

イ 効率的な森林施業を図り、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。また、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生など森林の持つ大切な機能について情報発信します。

《農地環境の保全》

ア 新規就農者・担い手の育成・確保による安定した農業経営基盤の強化に向けた取組への支援を行い、農地集積・集約化等による農地利用の適正化を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全・資源かん養のための取組を推進します。

2 《環境目標2》資源が循環する社会環境

(1) 資源循環の推進

【現状と課題】

- ア 本市のごみの総排出量及びリサイクル率については、おおむね横ばい傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制とリサイクル率向上のための取組とともに、市民ニーズに対応した分かりやすく負担の少ない、ごみの分別方法・出し方等についての検討が必要です。
- イ 本市のごみの総排出量のうち、約8割が可燃ごみとして排出されていることから、可燃ごみの減量が課題になっています。
- ウ 事業系の一般廃棄物の排出量が増加傾向にあるため、ごみ減量に対する事業者の理解・協力が必要です。
- エ まだ十分に使うことができる物がごみとして排出されることがあることから、リユースに対する意識向上が課題になっています。
- オ 資源ごみの回収拠点として、市内に6か所のエコ・ステーションを設け、古紙類や小型電子機器などを回収していますが、エコ・ステーションの活用方法について知らない人がいるという現状もあるため、施設のPR及び利用しやすい施設運営が求められています。
- カ 全国的に、また本市においても高齢者や障がい者には、分別や毎日のごみの排出が負担となっているケースがあり、これから迎えるさらなる高齢化に伴い、負担の少ない分別やごみ出しの仕組みの構築が求められています。
- キ 不法投棄件数は減少傾向にありますが、依然として発生しているため、不法投棄されない対策が必要です。
- ク 本市は、焼却処理施設やし尿処理施設に加え、リサイクルセンターや一般廃棄物最終処分場などの処理施設を有しており、より安定的・効率的な稼働に努める必要があります。

【取り組む施策】

《3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進》

- ア 可燃ごみ減量化のため、生ごみの水切りを啓発するとともに、生ごみのたい肥化や小さな紙ごみの資源化を促進するなど、可燃ごみの資源化を進めます。
- イ 刈草、木の枝などは、たい肥化するなど、燃やせるごみとして処分しない方法を奨励します。
- ウ 食品類をはじめ、日常品等の過剰な購入を控えたり、マイバッグの利用を徹底するなど、ごみの出ない生活スタイルの実践を啓発します。
- エ 事業系の一般廃棄物の排出量を減らすため、事業者による減量化計画の策定及び計画の実行について事業者の協力を求めます。
- オ リユース情報掲示板による情報交換を充実し、まだ使える物がごみとして排出されない仕組みづくりに努めます。

カ エコ・ステーションは民間事業者の店頭回収とのバランスを考慮しながら、市民がより利用しやすい環境を整えます。

《ごみの適正分別と収集》

- ア 高齢者や障がい者にも配慮した「分かりやすいごみの分別」や「やさしいごみの出し方」を研究し、負担の少ないごみの分別収集体制の充実を図ります。
- イ 適正なごみの分別方法・出し方等について、環境だよりや本市の広報紙、ホームページでの啓発を継続して行うとともに、ごみダイエット塾や小学校での環境学習など様々な機会を通じて啓発します。

《不法投棄の防止》

- ア 不法投棄対策として、環境パトロールや啓発看板の設置を実施するとともに、警察との連携強化、市民との協働により不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。

《廃棄物の適正処理》

- ア ごみ分別方法の周知徹底を図り、中間処理過程においても徹底した分別を行い、廃棄物の資源化率を高めることにより、最終処分量の減量を図ります。
- イ 各処理施設の安全で効率的な運転管理の徹底に努めるとともに、施設の長期的な運用の視点に立った検討も進め、効率的・効果的な運転管理と安定した廃棄物処理を推進します。

(2) 新エネルギーの適正な普及

【現状と課題】

- ア 地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーの必要性が高まっており、本市においても、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等が普及し、市内全世帯の家庭用年間消費電力を賄える計算となる発電量となっていますが、今後は発電設備に係る周辺環境への配慮も求められます。
- イ 太陽光発電システムは、一般個別住宅への設置や空き地を利用した発電設備の設置が普及していますが、太陽光パネルの住環境への影響が問題視されるようになり、対策が求められています。
- ウ 電力消費量の多い市内事業者への省エネルギー・地球温暖化防止策に対する理解を深めるとともに、エネルギーの効率的な利用に向けた取組を検討する必要があります。
- エ 再生可能エネルギーの導入が順調に進んでいる本市においては、地域資源を活用した新エネルギーを創出するだけでなく、発電した電力を蓄えて利用するなど、地産地消のエネルギー消費も視野に入れた取組を進めていく必要があります。
- オ 本市におけるＦＩＴ法に基づく売電事業に伴う太陽光発電、風力発電の導入については、良好な日照条件や風況などを活用し急速に普及したことから、今後はオフグリッド等を視野に入れた新エネルギーの導入を図っていく必要があります。

カ 地球温暖化防止に対する意識は高い状況にあることから、日常生活における具体的な省エネルギー行動について、さらに情報発信し、エコな生活スタイルの定着を図る必要があります。

【取り組む施策】

《新エネルギーの利用促進》

- ア 新エネルギー利用設備設置費補助金事業を継続し、家庭や事業所の屋根などに設置する自家発電型の太陽光発電設備等による環境への負荷の少ない新エネルギーの普及を促進します。
- イ 本市はバイオマス産業都市として国の認定を受けており、4つのプロジェクト（木質バイオマス発電、木質バイオマス固形燃料化、食品系廃棄物、汚泥固形燃料化）を支援していきます。
- ウ 新エネルギー利用施設の整備の際には、地域住民の暮らしに配慮した導入方法を検討するよう事業者等に指導します。
- エ 公共施設等への新エネルギー設備の導入を進めます。

《温室効果ガスの削減対策の推進》

- ア 津市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向けた啓発活動に取り組みます。
- イ 森林の保全、街路樹や公園など公共施設の緑化を推進し、二酸化炭素の削減のための緑化を推進します。
- ウ アイドリングストップなどのエコドライブ、公共交通機関の利用、自転車の利用など温室効果ガスの削減につながる行動に個人もしくは事業所等団体で取り組む意識の高揚に努めます。
- エ 教育委員会を通じ、学校や公民館等と連携し、家庭で家族と共に地球温暖化防止への取組を実践する講座などを開催し、普段から環境についての関心を持って行動する市民意識の醸成を図ります。
- オ 低炭素社会の実現を目指すため、EV（電気自動車）及びFCV（燃料電池自動車）などの次世代自動車、ZEH（ゼロエネルギー住宅）など、二酸化炭素を出さない革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進を図ります。

《省エネルギー対策の推進》

- ア 省エネルギー家電の導入やこまめな電源のON/OFFを心がける行動、エコドライブの実践や自転車の利用など省エネルギーにつながる行動を広く、呼びかけます。
- イ 緑のカーテン普及事業や家庭でできる省エネルギーに関する講習会や情報発信を行います。
- ウ 公共施設における電気、燃料等の効率的な使用を図ります。
- エ 生活かえる！エコエコ家族などの市民版環境マネジメントシステムを推進します。
- オ 事業活動における効率的なエネルギー利用について、市内事業者に呼びかけます。

3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境

(1) 衛生的な生活環境の保全

【現状と課題】

- ア 近年の人口減少や既存住宅の老朽化、社会のニーズの変化に伴い、増加する空き地・空き家問題の深刻化が懸念され、適切な管理等が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き地・空き家もたらす問題について広く市民に周知・啓発が必要です。
- イ 空き家のなかには、修繕や手入れを行えば居住できる物件も多いことから、空き家が流通しやすい環境の整備と利活用の促進が必要です。
- ウ 犬の登録や狂犬病予防注射を受けていない犬が、依然いるものと考えられることから、犬の飼い主に継続的な適正飼育についての啓発が必要です。
- エ 犬や猫などの鳴き声やフンの不始末などマナー不足により、周囲の迷惑になっていることがあり、飼い主のマナー向上が求められています。
- オ 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を目指し啓発を進めており、犬猫の殺処分については年々大幅に減少しているものの、保健所が引き取り又は保護した犬・猫のうち、返還又は譲渡されることなく、やむを得ず殺処分となる犬・猫が今もなお存在します。
- カ 市内の各地において、大気・水質・騒音・振動などの環境測定を行っていますが、環境基本法に基づく環境基準が達成できなかった項目も一部あるため、継続した監視と指導が必要です。
- キ 公共下水道の普及率は全国平均を下回っており、汲み取り槽、単独浄化槽の世帯も依然として残っているため、公共下水道の整備とともに合併浄化槽などへの転換が求められています。
- ク 市内には6か所の市営墓地があります。現時点で無縁墓はありませんが、核家族化と人口減少の進行により、将来、墓地区画を管理する人がいなくなることが懸念されています。

【取り組む施策】

《空き地・空き家等の適正管理》

- ア 空き地・空き家化の予防・抑制のため、市民や所有者に対し、空き地・空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発に取り組みます。
- イ 資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が住宅ストックとして利活用される流通環境の構築に取り組みます。
- ウ 適正に管理されていない空き地・空き家の所有者に対し、適正管理に向けた啓発や情報発信を行い、改善されない場合は所有者に対し指導を行います。

《愛護動物の適正飼養》

- ア 狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施の徹底を図ります。
- イ 保健所と連携し、広報紙などによる動物の適正飼育に関する啓発を継続して行い、

飼い主のマナー向上を図ります。

ウ 三重県と連携し将来的に犬・猫の殺処分がゼロになることを目標として、終生飼養等の動物愛護に関する啓発に取り組みます。

《公害の防止》

ア 大気・水質・騒音などの環境測定を継続して実施し、市民に環境情報の提供を行います。

イ 騒音・振動・悪臭など環境に関わる相談・情報提供に対し、現地調査など迅速に対応します。

《生活排水対策》

ア 公共下水道供用開始地域の未接続世帯の公共下水道への接続について、指導、啓発活動を強化し、水洗化率の向上に取り組みます。

イ 下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域は、市営浄化槽事業として、合併浄化槽の早期普及と適正な維持管理に取り組みます。

ウ 合併浄化槽の清掃やし尿くみ取りについて、安定した体制の維持に努めるとともに、合併浄化槽の適正管理について広く啓発します。

《市営墓地の適正管理》

ア 市営墓地について、適正な管理運営により無縁墓の発生防止に努めます。

(2) やすらぎを感じる生活空間の形成

【現状と課題】

ア 市街化区域においては、緑地が少ない地域も見られ、自治会等への花苗を支給するなど緑化・美化運動を進めていますが、公共空間にとどまっているため、民地の緑化施策に取り組む必要があります。

イ 公園整備については、都市計画公園として、中勢グリーンパークや岩田池公園において施設の充実や供用区域の拡大を図っています。一方で、既に整備の完了している公園の施設については、全体的に老朽化が進んでいるため、施設の更新が必要です。

ウ 本市域の海岸の多くは自然のままの砂浜で、また、川辺には豊かな自然が残っています。このような自然環境の素晴らしさを市民へPRし、自然に対する意識の高揚を図ることが必要です。

エ 本市は、山地、平野、海などの豊かな自然景観をはじめ、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地など様々な土地利用が見られ、さらには本市の歴史を今に伝える街道筋が見られるなど、多様な景観を有しているため、建物を建築する場合や土地を利用する場合には、地域の景観特性を踏まえ、周辺の景観との調和を配慮することが必要です。

オ 屋外広告物については、表示方法によっては美しい景観を損なうおそれがあるため、掲出（設置）について許可や指導を行うとともに、屋外広告物の禁止区間を指定し、良好な景観を維持するよう誘導する必要があります。

カ 地域に残された貴重な歴史的資源は、それらを取り巻く環境に歴史的・文化的な雰囲気を与え、また、伝統文化や伝統芸能など多様な文化は生活の中に溶け込み、潤いとやすらぎのある生活環境がそれぞれの地域で形成されています。このような生活環境を次世代へ引き継ぐため、伝統文化や伝統芸能などの保存・活用が必要です。

キ これまでに収集された歴史資料は、各地域の資料館をはじめ、埋蔵文化財センターなどで分散し保管されているため、今後は効率的な管理をしながら、積極的に活用し、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

【取り組む施策】

《緑の保全・創出と水辺環境の保全》

ア 緑地の保全を図り、公共施設の緑化を進めるとともに、民有地の緑化意識の向上に努めます。

イ 自治会などによる継続的な公園の管理及び緑化・美化運動への参加を呼び掛け、地域ぐるみの緑化・美化活動の意識向上を図ります。

ウ 都市計画公園については、多くの市民の憩いや交流、レクリエーションの拠点となるよう、貴重な緑や景観を保全し、地域の実情や市民のニーズに対応しながら、計画的な整備を推進します。

エ 公園は、地域コミュニティの場などとして活用されており、幅広い世代が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズ・利用状況を踏まえた計画的かつ効率的な施設更新を進めます。

オ 本市の里山や川辺空間、海岸の様子を市内外にPRし、これらの自然環境の保全・美化活動を担うボランティア団体等の育成に努めます。

《良好な景観の保全》

ア 市民や事業者において、それぞれの役割に応じた良好な景観の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、情報発信や啓発などを行い、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機づけ、知識の普及などに努めます。

また、大規模な建築行為や開発行為等については、景観法に基づく届け出による審査のほか、景観アドバイザーによる助言相談等を行うことにより、良好な景観形成を進めます。

イ 屋外広告物については、違反指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持の観点から適切な規制・指導を図るとともに、倒壊や落下等による事故防止のため、適切な管理を行うよう事業者等に対し必要な指導等を行います。

《歴史文化環境の保全》

ア 伝統文化・伝統芸能などの歴史文化財産が人々の暮らしの中で世代を超えて親し

まれ、潤いとやすらぎのある生活環境が継承されるよう、保存、活用に努めます。

イ 地域の伝統文化や伝統芸能の保存、継承及び普及に向けて、市民の発表や学習の場を創出し、後継者を育成します。

ウ 歴史資料等については、発掘・収集、適切かつ効率的な保存・管理に努め、積極的な活用・情報発信による地域内外の文化交流を進めます。

第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上
- 2 協働による環境活動の促進
- 3 環境への負荷の少ない事業活動

第5章 計画の実現に向けて

「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」を実現するためには、市民一人ひとりや事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識が大切です。

そのためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した行動をとることの大切さを理解し、行動すること、そして、そのような意識・行動を支える支援・仕組みづくりが必要になります。

市は、市民・事業者などがそれぞれ「環境」の価値を認識し、さまざまな主体による環境保全のための行動や取組が自発的に行われ、連携していくような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、市民・事業者・市などの協働の成果として、本市の豊かな自然が守られ、より暮らしやすい環境が創造され、受け継がれていく仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

1 市民の環境意識の向上

(1) 環境に対する市民意識の向上

ア 市民清掃デーなど、市民による清掃活動のさらなる拡大を進めます。

イ 環境だよりや本市の広報紙、ホームページにおいて、継続して啓発活動を行うとともに、様々な機会をとらえて、環境に対する市民意識の向上を図ります。

ウ ごみ減量やリサイクルを始め、日常生活における環境に配慮したライフスタイルへの転換を啓発します。

(2) 地域・学校における環境学習

ア つ・環境フェスタなどのイベントやごみダイエツ塾などの講習会の開催を始め、こどもエコクラブ事業や生活かえる！エコエコ家族事業など、幅広い世代の方々が参加し、環境について考える機会を提供します。

(3) 地域リーダーの育成

ア 地域や学校、職場等で環境活動を率先して推進するリーダーやボランティアを養成するための学習会などを行うとともに、ボランティア団体の育成を支援します。

イ 自然観察会やボランティア活動などへの参加を積極的に呼び掛け、体験学習の機会の充実を図り、環境意識の高い人材の育成に努めます。

(4) 情報発信の充実

ア ごみ処理に係るコスト情報やごみ分別方法、リサイクルの大切さなど様々な情報を分かりやすく、また、興味をもってもらえるように工夫し、情報発信を行います。

イ 環境に関わる情報を様々な機会を捉えて発信します。

2 協働による環境活動の促進

(1) 環境活動への支援

ア 資源ごみ回収活動の重要性や市の支援制度についての情報発信を行い、資源ごみ回収（廃品回収）活動への参加を広く呼び掛けます。

イ 自治会や団体、事業所など、市民によるボランティア活動を支援します。

(2) 各主体の連携による環境活動の促進

ア 市は率先して、環境マネジメントシステムに基づく環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民・事業者などが連携して、環境への負荷の少ない活動に取り組むよう行動します。

イ 環境に関わるボランティア団体等の活動を把握し支援するとともに、それらの連携を促進していきます。

(3) 環境学習センターの活用

ア 環境学習センターが市民の環境学習・環境活動の拠点となり、人材育成・人材活用の場となる体制づくりに積極的に取り組みます。

イ 環境学習センターの活動について情報発信を行い、子どもから大人まで幅広い世代の方々に活用される事業を展開します。

ウ 国や県、高等教育機関等と連携し、市民が様々な環境問題等について、考え、学ぶことができる機会づくりを進めます。

3 環境への負荷の少ない事業活動

(1) 環境マネジメントシステムの導入促進

ア 環境マネジメントシステムを踏まえた環境への負荷の少ない活動に努めるよう事業者や各種団体等へ啓発します。

第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 各主体の役割
- 3 進行管理

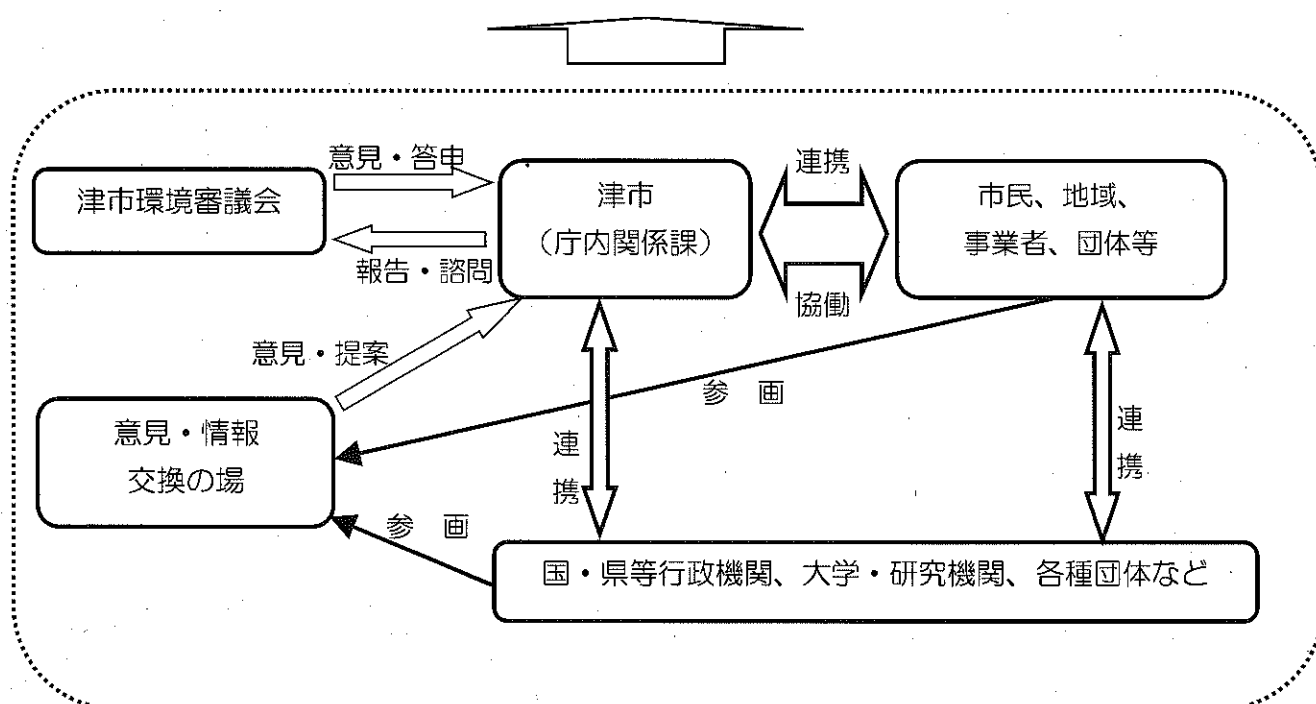
第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の総合的な推進に当たっては、市民、事業者、団体、市などが協働・連携し、目標の実現に向けて、施策に取り組んでいきます。

本計画の実施に当たっては、市役所庁内関係課が協力して推進するとともに、市民・事業者・団体等と意見交換・情報交換をしながら、着実に施策を推進します。

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津



2 各主体の役割

環境目標を達成するための、市民、事業者と市の役割を次のとおりとします。

(1) 市民の役割

- ア 毎日の暮らしの中で環境への負荷の少ない行動に努めます。
- イ 地域での清掃活動に積極的に参加します。
- ウ 豊かな自然、恵まれた環境を守る行動に心がけ、次世代へ引き継ぎます。

(2) 事業者の役割

- ア 事業活動において、廃棄物の適正処理、再生資源の利用等による環境への負荷の低減に努めます
- イ 事業活動において、自然環境に配慮し、省エネルギー化に努めます。
- ウ 地域の一員であるとの自覚のもと、地域・市民と協働して環境の保全に努めます。

(3) 市の役割

- ア 市は、この計画に基づき、環境施策を進めます。
- イ 市は、率先して、環境に配慮した行動を推進します。
- ウ 市は、市民・地域・事業者・団体等と連携して、環境の保全に努めます。

3 進行管理

本計画を具体的かつ効率的に推進していくために、市民、事業者が主体的に参加し実践するとともに、市民、地域、事業者、団体、市の連携を進め、さらに、国、県などの関係行政機関や大学・研究機関との連携も強化します。

また、市は、計画の推進に当たり進行管理を行うため、「PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を実行します。

本計画の推進にあたっては、特に「C (check)」に心がけ、常に計画が実施できたかを点検するCから始まるPDCAサイクルを進め、これにより改善策を検討し、行動します。

さらに、毎年、年次報告書を作成し、津市環境審議会に報告・意見を聞くとともに、津市ホームページにも掲載し、広く意見を求めるなど適切な点検・管理と、定期的な見直しを行い、着実に計画を推進します。

(計画の進行管理イメージ図)

